

平成 19 年第 6 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 8 月 10 日第 6 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	建設部長	金子 則之
教育次長	小柳 伸光	ガス水道局長	須田 登美雄
消防長	中津 博行	財政課長	森 鉄也
税務課長	齋藤 利秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成19年8月10日(金曜日)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第75号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第4号)

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成19年第6回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、21番藤敏夫議員、22番佐々木正己議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番市川雄次議会運営委員長。

【議会運営委員長(3番市川雄次君)登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

先ほど9時半より議会運営委員会を開いております。本臨時会の会期につきましては1日のみというふうに決しております。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第75号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第75号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,268万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億5,212万1,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容としては、TDK株式会社の平成11年度及び12年度の法人市民税について、同社より更正の請求があり、これに伴い過年度還付が発生したため、補正をお願いするものでございます。これは、同社の平成10年4月1日から11年3月31日まで及び平成11年4月1日から12年3月31日までの各事業年度の法人税についてとられた国税局の賦課決定処分に対する同社の異議申し立てが一部認められたことに起因するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長などが行いますので、よろしく御審議をいただきまして、可決決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、平成19年度一般会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

今回の補正は、TDK株式会社からの法人市民税の更正の請求によるものでございます。合併前の17年7月、東京国税局の指摘により移転価格税制に基づく法人税の修正申告により、10年4月1日から11年3月31日までと、11年4月1日から12年3月31日までのそれぞれの事業年度の旧仁賀保町と旧象潟町の法人町民税の修正申告として、旧2町の2年度分の合計をいたしまして本税約2億6,100円と延滞金約1,500万円が納付されております。修正申告後、TDK株式会社が東京国税局に対して異議申し立てを行い、その結果、19年6月22日に前回の修正分の一部について更正

の決定が行われ、先月、国税である法人税が還付されております。今回の請求は、それに基づいた更正の請求でございます。

6ページをお開きください。歳入の19款繰越金については、補正財源として4,268万2,000円を計上するものでございます。これにより補正可能財源となる繰越金金額は2億4,485万3,000円となります。

7ページをお開きください。歳出の2款2項1目23節還付金の内訳としては、本税3,701万2,000円、延滞金221万9,000円と、還付加算金345万1,000円で、合計4,268万2,000円を計上するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第75号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 3項目通告しておりますが、1つ目は、端的に言えば、この繰越金、それから税務の総務費、支出のほうと入が同額ですが、これに合わせたのだらうと思いますが、それでいいのかどうか。

2つ目は、申し立ての内容、一部説明ありましたけれども、全体がどういう程度で、どの一部が認められたというふうなことがあったら、その異議申し立てをして認められた部分、ここに資料もありまして、移転価格税制の資料ありますけれども、全容と、この一部認められたのはどういうことなのかと、その内容をさらに説明してもらいたいと思います。

それから、3つ目は、本日、臨時議会ということですが、魁新聞などにも載っております、県にも同じような申し立てをされていると、で、にかほ市もこうだということで、その時期、還付しなければいけない時期の定めがあるのかどうか、その根拠は何なのか、その3点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、お答えします。

第1点目については、今回の補正の財源としては、すべて繰越金を充てたということで御理解願いたいと思います。

それから、第2点目の異議申し立ての内容、それから一部認められた内容について御説明申し上げます。

今回の異議申し立ての内容につきましては、新聞等で報道がありましたように、平成17年6月に東京国税局がTDK株式会社に対して行った移転価格税制に基づく更正処分に対するものでございます。国税である法人税ベースで御説明いたしますと、10年4月1日から11年3月31日までの事業年度の更正処分の額は約47億8,500万円で、そのうち約5億3,500万円、また、11年4月1日から12年3月31日までの事業年度分の更正処分の額は約22億3,000万円で、そのうち4億5,700万円、2ヵ年度合計で9億9,200万円、更正額のうち14.1%分が今回東京国税局から一部還付が認められた額でございます。

また、法人市民税への影響額では、10年4月1日から11年3月31日までの事業年度分の修正額約1億7,800万円のうち約2,000万円が、また、11年4月1日から12年3月31日までの事業年度分の修正額約8,400万円のうち約1,700万円、2ヵ年度合計で3,700万円が今回還付する法人市民税の額となっております。

また、東京国税局からの更正処分と今回一部認められた内容につきましては、資料で配付しております移転価格税制について、TDK株式会社と海外子会社との取引の価格が一般の企業間と異なるとの指摘がありましたが、今回、その一部が東京国税局によってTDK株式会社の主張が認められたものでございます。なお、その具体的な詳細の内容については、国税局よりにかほ市へは示されておられませんので、御理解願いたいと思います。

次に、還付の請求に今直ちに……

議長（竹内睦夫君） 総務部長、数字等、控えられるようにゆっくり。

総務部長（佐藤好文君） ……3点目の過年度還付金の請求には今直ちに應じる必要があるのか等についての御質問についてお答えいたします。

今回のTDK株式会社の更正の請求につきましては、地方税法第17条の4、第1項第1号に該当することとなり、修正申告分の納付日である17年7月4日からTDK株式会社に還付金を支出する決議日まで、その日数に応じて利息に当たる還付加算金が付されることになり、1日でも早い還付の必要があり、今回の補正をお願いしているところでございます。

ちなみに、利率に関しては、17年、18年度中は年4.1%、19年度中は4.4%となっております。

なお、これまで秋田県と還付加算金等の取り扱いについて協議を重ねた上での今回の補正計上となっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 1項目、2項目についてはわかりました。

3つ目なんですけど、この決議日というのが17年7月4日ですか — というのと、そうすると、その日以降、きょうまで、先ほど話された17、18年度が4.1%、それから、19年度4.4%の利率で加算してきているということですか、その辺確かめたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 再度お答えします。

TDKから納付になった月日が17年7月4日です。それから、決議日、きょう可決いただければ、きょうの日付が決議日となります。それまでの間の期間が、先ほど申し上げましたような利率による還付加算金が発生するというところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最初に答弁していたと思うんですが、その納付日以降、2つの利率によってどれだけの金額になっているかと、先ほど話されたように思うんですが、そこを再度確かめたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 還付加算金の額としては、345万1,000円となっております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） ちょっとこれは合計額で、これでもいいんですが、4.1%分、4.4%分というふうに分けて、わかるようでしたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 議員の皆さんに申し上げます。暑いようでしたら、上衣をとってください。暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど申し上げましたとおり、4.1、4.4と、それぞれ利率が変わっております。それで、今現在、私は取りまとめた数値は把握しておりますけれども、それぞれ旧町における仁賀保、象潟と、それから今言ったとおり、11年度分、12年度分の法人税になっているものですから、その集計は、今手元に資料がございませんので、御了解願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 3つばかりお聞きしたいと思います。

最初に、過年度過誤納金還付金4,268万2,000円についてですが、歳入となった平成11年度と12年度の旧3町というふうに書いていますが、仁賀保と象潟というお話でしたので、TDK株式会社の法人市民税額とそれぞれの町の還付金額について伺いたいと思います。

2つ目は、平成11年度と12年度のものですが、それ以後の年度、例えば13年度以降とかということで、この国税局の賦課決定処分に対して異議を申し立てされているところがあるのかどうかということであります。

それから、3つ目は、このように過年度であっても、歳入で、繰越金があって還付することができるわけですが、こういうふうに大きい額の還付金が出た場合、還付する年度の基準財政収入額とか、あるいは基準財政需要額に影響があるのかどうかですね。これは、本年度の地方交付税とか、そういうのが決まっておるわけですが、こういうものがない形での決まり方だと思うわけです。したがって、単純な疑問ですので、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 平成11年度、12年度の各町の法人税と、それから今回の還付金額についてお知らせします。

11年度の象潟分の法人市民税は1億7,095万9,900円、そのうち本税として還付する金額は564万6,500円、12年度の法人市民税の額は1億5,779万5,500円、そのうち本税として還付する金額は545万9,200円。次に、旧仁賀保町の法人市民税の11年度の額は4億2,981万9,000円、うち本

税として還付する金額は1,419万5,900円、平成12年度分の法人市民税の額は3億3,847万9,200円、うち本税として還付する金額は1,171万200円でございます。以上でございます。

次に、今後の異議申し立ての内容についてということにお答えします。

今回は、国税当局の更正処分に関して、2ヵ年分の一部についてTDK株式会社の主張が認められただけでございます。TDK株式会社としては、異議決定通知書の受領後、その内容について検討してまいりましたが、会社の主張とは大きくかけ離れた内容であり、現処分の取り消しが認められなかった部分への全額の取り消しを求める審査請求を東京国税不服審判所へ提出し、今後とも引き続き当社の主張を続けていくとのことございました。

なお、2ヵ年以後の事業年度においては、現在のところ、追徴課税はされておりませんので、異議申し立ても行っておりません。以上でございます。

すみません。3点目ですけれども、還付金が発生したことによります基準財政需要額と基準財政収入額等の影響についてお答えします。

今回の過年度納付金の過誤納金還付金については、平成20年度普通交付税の基準財政収入額算定の際、市民法人税割の19年度における現年度分及び過年度分の調定済額から、同年度内における中間納付や、今回の過年度納付分の更正の請求による還付など、歳出還付額を差し引いた金額が平成19年度の基準税額として用いられることから、20年度の基準財政収入額が減収することになります。このような還付額が発生した場合は、基準税額が減少した場合、次年度以降、3ヵ年の基準財政収入額で調整が図られ、普通交付税に反映され、交付されることとなっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ、今の2つ目と3つ目の関係ですけれども、2点目の、いわゆるTDKとしては一部認められたので、全額更正処分された分について、当社の主張は、いわゆる国税局の見立てというか、考え方と違いますよと、そういうことで不服審査を申し立てると。すると、この後、そういうことで認められていった場合には、またこういう還付金というものが生じてくるということがあるわけですね、これがまず1点です。

それから、2つ目は、基準財政収入額と基準財政需要額について、これは、今の答弁では影響があると、将来の地方交付税の算入というか、交付税の決定について、これは単年度ではありませんけれども、例えば今年度はこういうふうな4,268万円還付したと、あるいは来年度また、不服審査を出しているわけですから、認められて、例えば、また何千万円か出てきたというような場合等は、かなりのやっぱり影響が出てくるというふうに思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今おっしゃられたとおり、この後、TDKの主張が東京国税局によって認められた場合は、また還付金が発生することになります。それによりまして、3点目の基準財政収入額に影響を来しまして、当然、地方交付税にも反映されてくるということになります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） わかりました。

それで、1 点目のほうにもう一回戻りますけれども、今回は T D K の関係であります。したがって、その他のいわゆる法人の関係で、こういうような不服の申し立てをされているようなことを情報としてお聞きしているものがあつたら、伺いたいと思います。会社の名前はいいですけども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。

T D K 株式会社以外については、今のところ、我々のほうには情報は入ってございません。

【16 番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 16 番竹内賢議員の質疑を終わります。

この議案に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 75 号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 75 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 75 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 19 年第 6 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 29 分 閉 会